5　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約書の作成要否　要
⑶　関連情報を入手するための照会窓口は上記4⑴に同じ。
⑷　支払方法　原則として完納払
⑸　業務提案書のヒアリングを行う。
⑹　詳細は業務提案書作成要領による。
6　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 73
⑵　Subject matter of the contract : Public Relations for Bottleneck Improvement of the Central Circular Route
⑶　Time-limit to express interests : 3 : 00 p.m. April 23, 2014
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 3 : 00 p.m. May 15, 2014
⑸　Time-limit for the submission of cost estimates : 3 : 00 p.m. May 21, 2014
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for the notice : General Affairs and Accounting Section, Tokyo Construction Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―6―3 Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141―0032 TEL 03―5434―7835

資　格

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する那覇空港誘導路改良工事は単体有資格業者等及び特定建設工事共同企業体による一般競争（政府調達）により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

平成 26 年 3 月 31 日
沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事名　那覇空港誘導路改良工事
2　工事場所　沖縄県那覇市鏡水
3　工事内容　工場製作工、舗装撤去工、空港舗装工、飛行場標識工、小型水路工、仮設工
4　工事区分　空港等舗装工事
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成26年４月１日から平成26年４月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで
⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話098―866―0031（内線2541）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　２社又は３社とする。
⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「空港等舗装工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率
①　構成員の数が２社の場合　全ての構成員が、30%以上の出資比率でなければならない。
②　構成員の数が３社の場合　全ての構成員が、20%以上の出資比率でなければならない。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると決定した時から工事の請負代金の完成払をした時まで
②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると決定した時から契約の相手方が確定した時まで
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※平成25・26年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△・××（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
上記５⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「地方整備局等」という。）の所掌する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、平成26年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

平成 26 年 3 月 31 日
国土交通省大臣官房地方課長　岸　　毅明
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
鳥巣　英司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　工事種別
建設工事の工事種別は、次の①から㉑まで（国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事については、①、④、⑤、⑦、⑧、⑫、⑯、⑲、⑳及び㉑）に掲げるものとする。
①　一般土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事）
②　アスファルト舗装工事（ほ装工事）
③　鋼橋上部工事（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事）
④　造園工事（造園工事）
⑤　建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事）
⑥　木造建築工事（建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事）
⑦　電気設備工事（電気工事）
⑧　暖冷房衛生設備工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　セメント・コンクリート舗装工事（ほ装工事）
⑩　プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑪　法面処理工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事）
⑫　塗装工事（塗装工事）
⑬　維持修繕工事（土木一式工事、ほ装工事、電気工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、防水工事、機械器具設置工事、塗装工事）
⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事）
⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）
〔注〕　かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。
2　業種区分
測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次の①から⑤まで（国土交通省国土技術政策総合研究所の所掌する測量・建設コンサルタント等業務にあっては①から④まで、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する測量・建設コンサルタント等業務については①、②及び④）に掲げるものとする。
①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務